

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案要綱

第一 認証に係る申請書の添付書類の簡略化（第十条第一項関係）

認証に係る申請書の添付書類について、役員名簿において役員のうち報酬を受ける者の氏名が明らかにされている場合にあつては、役員のうち報酬を受ける者の氏名を記載した書面を、また、事業計画書又は収支予算書において事業年度を設ける場合における設立当初の事業年度が明らかにされている場合にあつては、事業年度を設ける場合における設立当初の事業年度を記載した書面を、それぞれ申請書に添付することを要しないものとする。

第二 認証又は不認証の決定を行わなければならない期間の短縮（第十二条第二項関係）

所轄庁が、縦覧期間の経過後、認証又は不認証の決定を行わなければならない期間について、現行の「二月以内」から「一月以内」に短縮するものとする。

第三 特定非営利活動の対象となる活動の種類追加（別表関係）

特定非営利活動の対象となる活動の種類として、次に掲げる活動を追加すること。

科学技術の振興を図る活動

高度情報通信ネットワーク社会の形成の促進を図る活動

地域の特性を生かした地域産業の振興を図る活動

消費者保護活動

第四 施行期日等

一 施行期日（附則第一条関係）

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行するものとする。

二 経過措置（附則第二条関係）

この法律の施行に際し必要な経過措置を定めるものとする。